水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百八十万三千円
	その他の施設	三百二十二万二千円
係留施設	一　レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	二　海洋再生可能エネルギー発電施設等から受ける荷重の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
	その他の施設	二百三十八万三千円
道路	トンネル構造を有する施設　静的解析を用いた照査により設計した施設	四百三十六万六千円
	トンネル構造を有する施設　動的解析を用いた照査により設計した施設	五百十八万三千円
	その他の施設	百二十九万四千円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	四百三十六万六千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	五百十八万三千円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	二百三十八万三千円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	二百三十八万三千円
海浜	人工地盤構造を有する施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	百二十九万四千円
緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	百二十九万四千円

水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百六万三千円
	その他の施設	二百五十九万五千円
係留施設	一　レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	二　海洋再生可能エネルギー発電施設等から受ける荷重の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
	その他の施設	百九十二万五千円
道路	トンネル構造を有する施設　静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	トンネル構造を有する施設　動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
	その他の施設	百六万円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
海浜	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	二百五十九万五千円
緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	二百五十九万五千円

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。